

## 別紙：本人確認書類(かんたん相続信託用)

aまたはbどちらかの方法で、本人確認書類を2点ご提出ください。

a 【1】の書類からいずれか2点

b 【1】の書類からいずれか1点 + 【2】の書類からいずれか1点の合計2点

氏名、生年月日、自宅住所が記載されている書類			
本人確認書類	形式	必要事項	注意
【1】 マイナンバー(個人番号)カード(※1) 運転免許証 または 運転経歴証明書 在留カード または 特別永住者証明書 日本政府発行のパスポート 各種健康保険証 各種年金手帳(※1) または 各種福祉手帳 (母子健康手帳を含みます) 住民票の写し または 印鑑証明書	コピー	表面のみ	有効期限内 ・本人確認書類として使用するの は表面のみです。
		表裏両面	有効期限内
		「顔写真のページ」と「所持人記入欄(住所記載)のページ」	有効期限内 ・2020年2月4日以降に申請されたパスポートは「所持人記入欄(住所記載)」のページが無い ため、本人確認書類として利用 できません。
	「氏名、生年月日、自宅住所」が確認できるページ		有効期限内 ・住所が未記入の場合は、書類 原本の住所欄に自宅住所を記入の うえ、コピーしてください。 ・保険者番号、被保険者等記号・ 番号は塗りつぶしてください。 (※2)
			有効期限内 ・住所が未記入の場合は、書類 原本に自宅住所を記入のうえ、 コピーしてください。 ・基礎年金番号、障害名、障害 等級は塗りつぶしてください。 (※2) ・各種手帳は表紙もコピーして ください。
原本	・「写し」はコピーのことで ありません。	発行日より6カ月以内の原本 ・「住民票」の本籍地、住民票 コード、個人番号は塗りつぶし てください。(※2)	

・各書類のコピーは、「有効期限」や「公安委員会印」などの部分を含め、鮮明になるようにご注意ください。

※1 マイナンバーの「通知カード」ならびに「基礎年金番号通知書(単体)」は、本人確認書類として利用できません。

※2 「塗りつぶしてください」と明記された事項以外を、塗りつぶし等しないでください。

氏名、ご自宅住所が記載されている書類			
補完書類	形式	必要事項	注意
【2】 公共料金(電気、ガス、水道、電話(携帯電話は除く)、NHK)領収証書 国税または地方税の領収証書または納税証明書 社会保険料の領収証書	原本	氏名、自宅住所ならびに領収日付の押印または発行年月日の記載があるもの ・「領収証書」は、領収印がある等、領収した事実が確認できるものをお送りください。	作成・発行から3カ月以内の原本 ・領収日付のない「お知らせ」「請求書」は利用できません。 ・クレジットカード会社が発行する「領収書」「明細書」は利用できません。
	コピー		作成・発行から6カ月以内のもの ・領収日付のない「納税通知書」は利用できません。

・ご提出いただいた本人確認書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

・他人の確認書類、偽造・改ざんした確認書類、上記【1】表の※2で「塗りつぶしてください」と明記された事項以外が塗りつぶし等されている確認書類、不鮮明な確認書類による申し込みは受け付けできません。

以下の項目について貼付前に再度ご確認ください

コピーは不鮮明ではありませんか？ 発行体や有効期限などが不鮮明の場合、いったん書類をお戻しする場合があります。	<input type="checkbox"/>
各種健康保険証(コピー)の場合、ご住所の記載部分はありますか？ (住所欄にご住所の記入がありますか？)	<input type="checkbox"/>
パスポート(コピー)の場合、ご住所の記載部分はありますか？ (住所欄にご住所の記入がありますか？)	<input type="checkbox"/>
確認書類に記載されている住所が現在のご住所ではない場合、 公共料金の領収書に現在のご住所の記載部分はありますか？	<input type="checkbox"/>